

○九州地方整備局告示第95号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年4月14日

九州地方整備局長 宮田 年耕

第1 起業者の名称 佐賀県

第2 事業の種類 県道久留米基山筑紫野線自転車歩行者道整備事業（佐賀県鳥栖市古賀町字花ノ木地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県鳥栖市古賀町字花ノ木地内
- 2 使用の部分 佐賀県鳥栖市古賀町字花ノ木地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県鳥栖市古賀町字花ノ木地内の延長21mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道久留米基山筑紫野線自転車歩行者道整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に関する工事であり、法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、県道久留米基山筑紫野線（以下「本路線」という。）における自転車歩行者道整備事業である。本路線は道路法第7条の規定に基づき、佐賀県知事が県道に認定した路線であり、佐賀県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県久留米市を起点に、佐賀県鳥栖市を經由して福岡県筑紫野市を終点とする延長約30.8kmの道路である。また、本路線は、九州を南北に

結ぶ一般国道3号のバイパスとしての機能も併せ持ち、北は福岡県福岡市、南は同県久留米市を結ぶ幹線道路の一部を担っていることから、幹線道路沿線地域の経済・産業等の発展に大きく貢献している道路である。なお、本路線のうち、佐賀県鳥栖市養父町を起点とし、福岡県筑紫野市大字武蔵を終点とする延長約15.2kmの区間は、福岡県道路公社及び佐賀県道路公社が管理する鳥栖筑紫野有料道路である。

佐賀県鳥栖市内における本路線は、沿線にタイヤ工場、化学工場、食品工場といった大規模な工場、小売店舗、飲食店等が連たんしていることから、物流のための交通や周辺施設を利用する交通等が混在し、自動車交通量が27,147台/12hと多い状況にある。

しかしながら、本件区間の自転車歩行者道については未整備な状況であることから、本件区間を利用する歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）は、車道部を通行することを余儀なくされており、極めて危険な状況におかれている。特に、本件区間は、小中高校の通学路としても利用されており、通学する児童生徒の安全が確保されていない状況にある。

また、本路線の有料道路区間が平成19年度に無料化されることに伴い、本路線の交通量がこれまで以上に増加し、歩行者等の事故の危険性が高まることが予測されている。

本件事業の完成により、自動車交通と歩行者等の通行が分離されることから、歩行者等の安全が確保されることになる。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないため実施していない。また、本件事業は延長21mの自転車歩行者道を設置する小規模な事業であるため、環境に及ぼす影響はないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第3種第2級の規格による自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の事業区間に当たっては、自転車歩行者道が未整備である本件区間とした。また、本件事業の計画は、平成16年7月23日付けで都市計画変更された鳥栖基山都市計画道路3・3・103号久留米甘木線と基本的に整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、歩行者等の安全を確保するためにできるだけ早期に整備する必要があると認められる。

また、鳥栖市交通対策協議会長及び鳥栖市古賀町区長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県鳥栖市役所